

HRC48 公式文書

房野 桂 訳

到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への 万人の権利の状況での薬剤とワクチンへのアクセス(A/HRC/48/24)

事務局メモ

1. 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利の状況での薬剤とワクチンへのアクセスに関する決議 41/10 の中で、人権理事会は、第 46 回理事会前に、世界保健機関と調整して、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利の根本的要素の一つとして、薬剤とワクチンへのアクセスに関連する好事例、カギとなる課題、新しい発展に関する丸一日の部門間セミナーを開催し、このセミナーに関する概要という形態で報告書を第 46 回理事会に提出するよう国連人権高等弁務官に要請した。
2. 決議 45/113 で、人権理事会は、この部門間セミナーは、第 47 回会期前に開催され、その報告書は第 48 回会期に提出されることを決定した。
3. 国連が直面した継続中の財政的制約に照らして、高等弁務官は、期限内にそのマンデートを実施する立場にはなかった。彼女は、財政状況が許せば、2021 年末までに会期間セミナーを開催し、第 49 回人権理事会に報告書を提出するつもりでいる。

人権理事会の作業における紛争中と紛争後の女性と女兒の人権の 主流化の現状(A/HRC/48/32)

国連人権高等弁務官報告書

概要

本報告書は、安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の 20 周年に当って、人権の推進と保護に関する人権理事会決議 45/18 に従って提出されるものである。

この中で、この問題に関する人権理事会の作業とその結論が見直され、女性・平和・安全保障のジェンダとの関連性を含め、紛争と紛争後の状況での女性と女兒の推進と保護をとどのように強化するかに関して、各国、理事会とそのメカニズム及び関連ステイクホルダーに適用できるものとして勧告が出されている。

I. 序論

1. 本報告書は、安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の 20 周年に当って、紛争及び紛争後の状況での女性と女兒の人権の推進と保護に関する人権理事会決議 45/28 号に従って提出されるものである。従って、人権理事会は、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)に、人権理事会の作業において、紛争及び紛争後の状況の女性と女兒の人権の主流化の現状に関して、国々及びその他のステイクホルダーからのインプットに基づいて分析的報告書を準備するよう要請した。
2. 本報告書は、紛争と紛争後の状況にある女性と女兒の人権に関連するメカニズム、特に普遍的定期的レビュー、特別手続き、人権捜査機関及び人権理事会諮問委員会の人権理事会関連決議、報告書、勧告の机上調査に基づいて準備された。本報告書は、12 の加盟国、12 の市民社会団体及び国連機関からの提出物によっても特徴づけられている。これは、2015 年から 2021 年までの期間をカバーする。普遍的定期的レビューに関しては、本報告書は、2021 年 1 月までの期間をカバーする第三サイクルからの情報に頼っている。
3. 報告書の方法論の一部として、紛争防止、紛争及び紛争後の状況にある女性に関する女子差別撤廃委員会の一般勧告第 30 号(2013 年)が、紛争と紛争後の状況にある女性と女兒の人権問題を明らかにするための指導的枠組みとして言及されている。

II. 女性と女兒の人権の推進と保護と女性・平和・安全保障アジェンダとの間の関連性

4. 安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の女性・平和・安全保障のアジェンダの 20 周年記念は、人権理事会が、その決議、作業、機関で女性と女兒の権利の統合を分析する機会を提供している。女性と女兒の平和と安全保障は、その人権の尊重に解き難く結びついている。
5. 国連の人権メカニズムは、経済的・社会的・文化的権利を含めた基本的な人権責務が、継続して紛争と紛争後の状況に当てはまることを確認してきた。その一般勧告第 28 号(2010 年)で女子差別撤廃委員会は、紛争と紛争後の状況が、女性によるその基本的権利の平等な享受と行使に深いインパクトと幅広い結果を持つことを強調している(パラ 11)。一般勧告第 30 号で、委員会は、紛争から紛争後への移行が、しばしば直線的ではなく、紛争の中断と紛争後の後戻りがかかわることもあることに留意している。こういった段階には、女性と女兒の人権の対処に関して、異なった課題と機会が含まれる(パラ 4)。これはさらに、この問題に関する安全保障理事会決議の懸念のあらゆる領域が「条約」の実体的規定に反映されていること確認することによって、「条約」の女性・平和・安全保障との関連性を明確にしている。一般勧告の中で、委員会は、女性・平和・安全保障のアジェンダを「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」とその「議定書」の枠組み内に位置づける必要性を強調している。
6. 決議 1325 号(2000 年)の中で、安全保障理事会は、紛争中及び紛争後の女性と女兒の権利を保護する国際人道・人権法を完全に実施する必要性を再確認した。さらに具体的に言えば、安全保障理事会は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「子どもの権利に関する条約」を含め、女性と女兒の権利に関連する彼女たちに適用できる国際法の責務を完全に尊重するよう武力紛争当事者に要請した。この決議は、女性・平和・安全保障のアジェンダとその 4 つの柱、つまり、防止・保護・参加と平和構築・回復も定めている。決議 1325 号(2000 年)の採択以来、安全保障理事会は、女性・平

和・安全保障に関する9つのこれに続く決議を採択しており、これらは、女性と女兒の人権と危機を防止し対応する際の女性の指導力を中心としている。最も新しい決議2493号(2019年)は、紛争と紛争後の状況で女性の人権を推進するよう加盟国に要請しているため、本報告書に特に関連している(パラ5)。

7. 2015年に、安全保障理事会決議1325号(2000年)の実施に関する世界調査において、平和と安全保障への女性の人権と紛争の悪影響を受けた場での女性の人権侵害に対する説明責任を確保する際の人権機関の役割の中心性が強調された。世界調査において、人権理事会を含めた政府間機関の行動と人権メカニズムの行動との間の一層の相乗効果の必要性が紛争中と紛争後を含め、女性・平和・安全保障のジェンダの人権責務に完全に従うための前提条件として強調されている。

8. 女性・平和・安全保障に関する最近の年次報告書の中で、事務総長は、紛争と紛争後の女性の人権に関するその責務に対処し、国々に説明責任を持たせる際に、人権理事会とそのメカニズム、特にその定期的普遍的レビュー、特別手続き及び調査機関を含め、国際人権機関の役割を歓迎し、認めた。彼は、普遍的定期的レビューが、女性と女性・平和・安全保障に関する人権責務に関する説明責任を推進するために提供している機会を首尾一貫して認めてきた。

III. 紛争と紛争後の状況で女性と女兒の人権を推進し保護するための人権理事会の作業の見直し

A. 人権理事会決議

9. テーマ別の国に特化した決議を含め、2015年3月から2021年3月までに人権理事会によって採択された決議の見直しは、これらの少なくとも120に、紛争と紛争後の状況での女性と女兒の人権の推進と保護への言及が含まれていることを明らかにしている。これは、この期間に理事会によって採択された決議の総数の約20%を表している。

10. 見直されたテーマ別決議のほとんどで、理事会は、紛争と紛争後の状況が、女性と女兒に対する以前から存在しているジェンダーに基づく差別と不平等をさらに悪化させ、性暴力、人身取引、子ども結婚と早期強制結婚を含め、様々な形態のジェンダーに基づく暴力の高い危険に彼女たちをさらしていることを認めた。中には、法の支配の崩壊、性暴力とジェンダーに基づく暴力に関連する汚名のような助長する要因に言及しているものもあり、またあるものは、保健ケアとサービスへのアクセスと性暴力とジェンダーに基づく暴力の被害者のための心理的・社会経済的再統合サービスへのアクセスのみならず、司法と救済策へのアクセスの欠如を述べている。

11. 理事会によって採択されたテーマ別決議も、紛争と紛争後の状況で、女性と女兒が直面する制約に対処している。主たるトピックスには、司法、性と生殖に関する健康ケアとサービス、安全な飲用水と下水道へのアクセス、教育、国籍及び無国籍が含まれる。その他の決議とは違って、人道状況に重点を置いたテーマ別決議は、しばしば紛争前からある不平等を検討しているため、構造的なジェンダーに基づく差別を傑出させている。決議の中には、紛争状況で、国内避難させられた女性と女兒と障害を持つ女性と女兒の脆弱性と保護ニーズに対処するよう国々に要請しているものもある。決議45/18は、武力紛争の状況で、女性ジャーナリストが直面している危険に対処している。

12. その他のテーマ別決議は、移行司法戦略を含め、彼女たちに影響を及ぼす意思決定プロセスへの障害を持つ女性と女兒を含めた女性と女兒の意味ある平等な参画を促進するよう各国に要請している。決議 44/4 で、理事会は、反人身取引努力と女性・平和・安全保障のアジェンダの下での努力との間のさらなる相乗作用を推進するよう国々に要請している。特に、人身取引と紛争関連の性暴力との間の関連性が強化されるべきであり、女性の働きとそのようなプロセスへの参画が強調されるべきである。

13. 見直されたすべての国に特化した決議は、深さの程度は様々だが、女性と女兒の権利に言及している。中には、紛争防止と女性と女兒のすべての人権の保護と成就を目的とする完全な一連の行動の採択を要請しているものもある。これらは、性暴力とジェンダーに基づく暴力の加害者の訴追、特に安全セクターの改革における政治的・公的意思決定へプロセスへの参画を含めたあらゆる形態の差別と暴力を撤廃する法的措置に言及している。過去の虐待に対する説明責任メカニズムへの女性の参画の重要性を認めているものもある。決議の中には、安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)に沿ったものを含め、紛争と紛争後の場での女性と女兒の完全な人権の保護を要請しているものもある。

14. 性暴力は、子ども結婚と早期・強制結婚と女性性器切除に続いて決議の中で最も強調される形態のジェンダーに基づく暴力である。これら決議における性暴力の非難は、加害者に責任を持たせ、サヴァイヴァーが司法にアクセスすることを保障するようとの呼びかけとつながっている。中には、サヴァイヴァーのための性と生殖に関する健康サービスと心理的支援を含め、直接的で時宜を得た医療支援の緊急性を理事会が認めているものもある。決議の中には、国連を代表して紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表と署名した合同コミュニケを通して、国々によって行われた紛争関連の性暴力に関する公約を理事会が歓迎しているものもあり、場合によってはその実施を要請しているものもある。

15. 女性の完全で、平等で、意味ある参画の重要性も、その国に特化した決議の中で理事会によって対処されている。状況によって、この呼びかけは、紛争防止、国際及び国内の和平努力、国内の和解プロセス、武装解除・動員解除・再統合、安全保障セクターの改革、執行・選挙機関の代表、例えば国内避難民キャンプの閉鎖に関連する問題のような地方の意思決定の代表に関連することもある。これら決議の多くで、理事会は、女性・平和・安全保障のアジェンダを実施するための国の行動計画の採択を歓迎した。

16. いくつかの国に特化した決議の中で、理事会は、国内的に避難させられた女性と女兒の特別な保護ニーズに留意しつつ、マイノリティに属している者を含め、女性と女兒の生活における強制移動のインパクトについて懸念を表明した。

B. 人権理事会メカニズムの作業

普遍的定期的レビュー

17. 第三サイクル中の普遍的定期的レビューの下で出された女性と女兒の権利に関する勧告の見直しは、少なくとも 500 の勧告または約 7% が、紛争及び紛争後の状況での女性と女兒の人権に対処していることを明らかにした。一つの勧告は、適切な資金の配分を通して、決議 1325 号(2000 年)の国内行動計画の効果的な実施をはっきりと要請している。女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力は、何度も繰り返される問題である。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に沿ったものを含め、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を禁止する法律を改正し、採択し、施行するよう国々が

要請されている決議もある。この問題に関する戦略の採択や実施を要請している決議もある。ジェンダーに基づく暴力、特に性暴力に関する勧告は、サヴァイヴァーのための支援と保健サービスへのアクセスを提供するようとの呼びかけと並んで、しばしば被害者のための司法へのアクセスを高め、加害者に責任を取らせるようとの呼びかけと関連している。一握りの勧告の中で、汚名または補償へのアクセスから被害者を保護することが要請されている。人身取引に関する勧告は、女性と女児のニーズに特に対処しているものはほとんどなく、すべての悪影響を受けている母集団をカバーする傾向がある。

18. 公的・政治的生活に参画する女性の権利も、勧告の中に頻繁に表れる。全体的に、そのような勧告は、場合によっては、決議 1325 号(2000 年)に沿って、国内及び地方レベルの和平プロセスと意思決定プロセスと機関への女性の完全で意味ある参画を要請している。勧告の中には、選挙と移行司法プロセスへの女性の参画の保障に言及しているものもある。

19. 紛争と紛争後の状況にある女性と女児に悪影響を及ぼすその他の問題は、包括的な健康ケアとサービス、教育と雇用へのアクセスの欠如、国籍権と家族関係における差別のように、普遍的定期的レビューであまり注意を引いてこなかった。例えば、女性と女児に性と生殖に関する健康と権利へのアクセスがあることを要請している決議はほんのわずかであるし、緊急産科ケアを含め、よりよい保健サービスを認めるためにより多くの資金の配分を明確に要請している決議はたった一つである。教育に関する勧告は、子どもをカバーする傾向にあるが、明確に女児に対処しているものはほとんどない。雇用におけるジェンダー不平等を減らす措置を要請しているものもある。国籍、婚姻と家族関係に関する勧告の中には、国籍と市民の地位に関連する法律の差別的な規定を改正または除去するようとの呼びかけがあるものもある。

20. いくつかの勧告の中に、障害を持つ女性と女児を含め、脆弱な状況にある人の保護のための呼びかけがある。これらは、教育と性と生殖に関する健康サービスへのアクセスを確保するためにその特別なニーズを考慮に入れることにより、障害を持つ女性と女児の保護を要請している。その他のいくつかの勧告の中に、女性人権擁護者がその作業を遂行できるように、脅しと攻撃からの彼女たちの保護の呼びかけがある。

特別手続き

21. 2015 年から 2021 年までのテーマ別別の国に特化した特別手続きの報告書を一読すれば、そのうちの少なくとも 18 は、紛争と紛争後の状況での女性と女児の権利に対処してきたことがわかる。報告書は、基本的自由、性暴力とジェンダーに基づく暴力、参画から教育と上下水道に至るまで、様々な問題をカバーしている。女性と女児に対する重なり合う形態の差別に対処しているものもある。

22. 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者は、そのいくつかの報告書の中で、紛争と紛争後の状況での人身取引の問題に対処してきた。特に、彼女は、国々が女性・平和・安全保障のアジェンダの 4 本の柱に人身取引を統合するよう勧告して、紛争中と紛争後に行われた性暴力のより広い状況内で、性的搾取の目的での女性と女児の人身取引の問題を分析してきた。彼女は、紛争の状況での人身取引に対する人権に基づくジェンダーに配慮した取組を採用するよう安全保障理事会を奨励してきた。

23. 人身取引に関する特別報告者は、子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者との合同報告書を出したが、これは紛争と人道危機の状況での性的搾取に対する子どもの脆弱性に対処している。この報告書は、女兒は男児よりも性的搾取、強制結婚、性奴隷、買春、強制妊娠並びに過激集団による誘拐の被害者となる可能性が高いことを示した。一つの勧告は、国家がステイクホルダーと協力して紛争と紛争後の状況での女兒の特別な脆弱性に対処するべきであるというものである。

24. 最近の報告書の中で、テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者は、テロが紛争状況と重なり合う場合を含め、対テロ規制が女性と女兒の権利に与えるインパクトを分析した。彼女は、ジェンダーに基づく差別、不平等、女性嫌いが制度化されている状況では、婚姻と家族関係における平等への女性の権利が、禁止され、列挙されている団体とつながっている個人との関係のためにさらに否定されることを指摘した。彼女は、国家がテロ対策のジェンダーの影響に対処するよう勧告した。

25. 人権を侵害し、自己決定への諸国民の権利を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会は、その報告書の一つの中で、民間の軍隊と安全保障会社が活動している紛争と紛争後の状況での程度の高い以前から存在している女性差別と暴力に留意した。作業部会は、そのような会社の活動の適切な規制または監督の欠如のために、性暴力のような女性と女兒の人権侵害の高い危険について懸念を表明した。作業部会は、そのような会社が人権とジェンダーに配慮した危険評価を行い、緩和措置を設置するよう勧告した。作業部会は、国家が、性暴力とジェンダーに基づく暴力を行う会社の職員を捜査し、訴追するようにも提案した。

26. 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者は、紛争の状況では、人の住む地域での爆発する武器の使用からの害悪のパターンは、ジェンダーと年齢によって形成されると報告してきた。彼女は、国家が、人間の苦しみを防止するために、そのような武器の使用が女性と女兒に与えるジェンダーのインパクトに関する調査を促進するよう勧告した。

27. 平和的集会と結社への権利に関する特別報告者は、安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)に違反して、和平協定と回復戦略からの女性の継続する排除を残念がった。彼は、これは世界の人口の半数の考えから制度構築プロセスを奪い、努力の持続可能性を損なうと述べた。彼は、女性が移動・結社・集会の自由への権利を持つことを保障するための法改革と政策とプログラムの採択に関するものを含め、プログラムの規模を拡大し、特に紛争状況によって提起される危険に適合するために、地方の女性団体のために増額された柔軟な資金に関していくつかの勧告を行った。

28. 人権擁護者の状況に関する特別報告者は、紛争及び紛争後の状況で活動している女性人権擁護者はその仕事の性質のために特別なジェンダーに基づく暴力の危険にさらされており、しばしばその擁護者としての正当性が問題となると報告した。彼は、女性・平和・安全保障のアジェンダの効果的実施のために継続するアドヴォカシーを支援した。特別報告者は、国家が、紛争と紛争後の状況でのアクセスできる保護メカニズムを含め、人権擁護者を保護するための包括的なジェンダーと年齢に配慮した法律と政策を開発するべきことを勧告した。彼は、結果として強制移動させられた女性人権擁護者に手を差し伸べ、彼女たちのための指導者プログラムを支援するようにも地方と国際の市民社会団体を奨励した。

29. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、紛争状況での女性ジャーナリストに対する傷害、殺害、拘束、誘拐、性暴力の高い危険について報告した。彼女は、フリーランスの女性ジャーナリスは、彼女たちを保護するためのセイフティ・ネットの欠如のためにより脆弱であることも強調してきた。彼女は、国家が、紛争状況にかかわっている女性ジャーナリストの権利と安全性を保護する措置を取るべきことを勧告した。

30. 先住民族の権利に関する特別報告者は、以前から存在する重なり合う形態の差別を仮定して、紛争状況での先住民族女性と女兒の危険な状況を述べてきた。彼女は、彼女たちに悪影響を及ぼす構造的な重なりあう形態の差別に対処する目的で、先住民族女性と女兒の市民的・文化的・経済的・政治的・社会的権利をカバーして、国々に幅広い勧告を出してきた。国内避難民の人権に関する特別報告者は、伝統的な司法メカニズムが、住居、土地と財産、紛争と強制移動の社会経済的反響に関するもののように、国内避難民女性のしばしば周縁化される懸念に対応することを保障するためにジェンダー分析が極めて重要であることを強調してきた。

31. 真実・正義・補償・再発防止の推進に関する特別報告者は、性暴力とジェンダーに基づく暴力の女性の複雑な経験は、包括的な補償を確保するために伝統的な司法措置の中で認められ、捉えられるべきであると述べた。彼は、国々に、性暴力とジェンダーに基づく暴力の原因と結果の調査及び補償措置の中での民族的・文化的・社会的出自のようなジェンダーとその他のアイデンティティとの重なり合いの調査のように、ジェンダーに配慮した移行司法メカニズム実施のための一連の措置を勧告した。

32. 障害者の権利に関する特別報告者は、紛争と紛争後の状況では、包摂的で平等な教育へのアクセスの欠如が、障害を持つ女兒と若い女性に不相応に悪影響を及ぼし、性暴力、人身取引、性感染症の高い危険にもさらされていると報告してきた。

33. 教育への権利に関する特別報告者は、強制移動の状況で、難民の女兒は、ジェンダーに基づく差別のために教育へのアクセスにおいて特に不利な立場にあり、家族が、貧困に対する対処戦略としてを含め、様々な理由で彼女たちを結婚させてしまうことに訴えるので、これが初等教育を修了し、中等教育へと移行しこれを修了する可能性を男児よりも少なくしていることに留意してきた。彼は、難民女兒に教育へのアクセスがあり、通学を妨げられないことを保障するよう国々に要請する特別勧告を出した。

34. 安全な飲用水と下水道への権利に関する特別報告者は、その報告書の一つの中で、上下水道源が最低である紛争時に女性と女兒の特別なニーズが、たとえこれが適切な対応と介入にとって極めて重要であっても、しばしば考慮に入れられないことを残念がった。彼は、国家が、女性を直接的に、間接的に差別する法律を明らかにし、廃止し、改正し、上下水道への権利の女性と女兒の享受を妨げる構造的なジェンダー不平等と取り組むために、対象を絞った政策を実施するべきことを勧告した。

35. 見直された報告書の中で、国に特化したマンドート保持者たちは、首尾一貫して女性と女兒の人権に対処した。これには、マイノリティに属しており、強制移動の状況にある女性と女兒に対するものを含め、性暴力と有害な慣行を含めたジェンダーに基づく暴力、司法へのアクセスとサヴァイヴァーのための支援、安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)に沿うものを含めた和平折衝とメカニズム、平和構築と回復への女性の意味ある参画、選挙で選ばれる地位を通じた政府の 3 部門にわたる女性の代表者数が

含まれた。勧告は、それぞれのマンドレート保持者によってカバーされる特定の状況に向けられた。マンドレート保持者の中には、例えば、ジェンダーに基づく暴力に関する法律の制定、女性に対する性暴力と闘うための合同の急速対応ユニットの資金の強化、または和平プロセスへの女性の参画の改善によって女性と女兒の人権を改善する措置の採択を特に要請した者もあった。

人権捜査機関

36. 2015 年以来、人権理事会によって設立され、報告してきた捜査機関(例えば、調査・事実確認ミッションのような)の報告書の見直しは、女性の人権に払われる注意が増加している状態で、この 4 年でより強力なジェンダー分析を明らかにしている。ジェンダーに基づく差別と不平等と女性と女兒に与える紛争と人権侵害の異なった不相応なインパクトの底辺にある原因に対するより良い理解となっている。例えば、ある調査委員会は、「広がる不平等、差別、男女間の不平等な力関係、資金へのアクセスの欠如と平等な教育にアクセスできないことが、女性と女兒が性暴力とジェンダーに基づく暴力を受けやすいという結果となり、この状況がジェンダー規範と男女の役割にインパクトを与える長引く紛争によってさらに悪化している」と報告した。

37. レイプ及びその他の形態の性暴力を含め、ジェンダーに基づく暴力は、これらが加える身体的・心理的害悪とサヴァイヴァーに与える長期的インパクトを含め、捜査機関によって広く文書化されてきた。これら報告書は、女性と女兒が、加害者にかかわりなく、この型の暴力によって不相応に悪影響を受け、様々な根拠に基づいて被害者となり続けていることをさらに確認している。これら機関は、性暴力に関連する汚名と報復とパートナー、家族または地域社会によって拒否される恐れのために名乗り出てその経験を通報する際のサヴァイヴァーの困難に関しても報告してきた。これらは、そのような犯罪のサヴァイヴァーに対する説明責任と防止措置の欠如を強調している。南スーダンの人権委員会は、性暴力とジェンダーに基づく暴力を捜査するマンドレートを有しており、一方ミャンマーに関する独立国際事実確認ミッションとシリア・アラブ共和国の独立国際調査委員会は、この問題に関するテーマ別報告書を作成してきた。これら報告書の中で、これらは性暴力を行う根本原因、状況、意図、動機及びサヴァイヴァーの生活に与える長期的結果とインパクトを詳細に調べている。

38. 調査機関は、男性縁者の恣意的拘束、強制失踪、または死亡が女性に与えるインパクトも文書化してきたが、これには、その基本的自由を行使し、政治生活に参画することを思いとどまらせたり、妨げたりするための女性人権擁護者に対する脅しと攻撃を含め、その他の形態のジェンダーに基づく差別と暴力、女性と女兒に厳しい移動制限と厳しい服装規制とそのような規範に従わない者に懲罰を課すこと、移動制限から生じる性と生殖に関する健康を含めた民族的マイノリティに属する女性の健康への有害なインパクトも分析してきた。

39. しかし調査機関の報告書の中の女性と女兒の人権に対処する勧告の程度と数は不均衡である。例えば、ある報告書の中では、勧告の全サブセクションが、女性の人権の推進に捧げられているが、別の報告書では、性暴力被害者のための医療・心理サーヴィスにたった一つの短い勧告が含まれている。

人権理事会諮問委員会

40. 人権理事会諮問委員会の作業は、主として調査と調査に基づいた助言に重点を置いている。委員会は現在の出現しつつある問題を強調することを通して理事会のテーマ別重点領域を牽引する際に重要な

役割を果たすことが出来る。2015年に、災害後と紛争後の状況での人権の推進と保護における好事例と主要な課題に関する調査に基づく報告書を生み出した。これは、紛争と紛争後の状況での女性の人権に対処する委員会による唯一の調査に基づく報告書である。これは安全保障理事会決議1325号(2000年)と1820号(2008年)に明確に言及しており、武力紛争の状況での性暴力を含め、女性と女兒に対する暴力を防止し、禁止し、犯罪化する法的枠組みを設立するよう国々に要請している。これは国々に紛争管理、紛争解決、持続可能な平和において女性が果たす中枢的役割を推進するよう国々に勧めている。

IV. カギとなる結果

41. 本報告書がカバーする期間中に、人権理事会は、紛争と紛争後の状況での女性と女兒の人権の推進と保護に漸進的に対処してきた。人権理事会決議、普遍的定期的レビューからの勧告、特別手続きマニフェスト保持者の報告書は、これら問題に言及している。さらに調査機関からの報告書は、より強力なジェンダー分析とこの4年間の女性の人権への強化された重点を示している。これら問題に関する人権理事会諮問委員会の作業は、紛争と紛争後の状況の女性と女兒の権利を含めた理事会のテーマ別重点領域を特徴づける作業の可能性にもかかわらず、より制限されてきた。

紛争と紛争後の状況での女性と女兒の人権の統合の強化

42. 紛争と紛争後の状況での女性と女兒に対するジェンダーに基づく差別と不平等の悪化を認めるために、一層の努力が払われてきた。特に、調査機関は、底辺にあるジェンダーに基づく差別と不平等がどのように女性と女兒の紛争の経験にインパクトを与えるかを今ではより良く分析しているが、この分析は、必ずしも女性と女兒の人権に対処する包括的な勧告に代わるわけではない。南スーダンの人権に関する委員会の報告書の一つに含まれている女性の人権の推進のための完全な一連の勧告は、このような分析がいかに包括的な勧告に変わることが出来るかに関する有望な慣行である。

43. 人道状況に重点を置いた人権理事会のテーマ別決議は、部門間の取り組みを含め、女性と女兒の人権に対処する際により包括的になる傾向にある。この点での有望な慣行は、国内避難民の人権に関する特別報告者のマニフェストに関する決議41/15である。国に特化した決議の中には、他の決議よりも包括的に女性と女兒の人権に対処しているものもある。人権分野でのソマリアへの援助に関する決議45/27は、表明された懸念が紛争防止を目的とする措置を取り、女性と女兒の保護を強化するようとの呼びかけを伴っているので有望な慣行の例を示している。しかし、教育・保健・経済回復のように対処されている問題の中にはもっとうまく展開できるものもあろう。

44. 女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力、特に性暴力と有害な慣行は、女性の参画と並んで、その決議とメカニズムの作業の中で人権理事会によって広くカバーされてきた。紛争と紛争後の状況での女性と女兒に対する性暴力とジェンダーに基づく暴力の高い危険は、マイノリティに属している女性と女兒、障害を持つ女性と女兒、国内避難民である女性と女兒、女性人権擁護者及び女性ジャーナリストの特別なニーズを強調することにより、理事会とそのメカニズムの決議、報告書及び勧告の中で強調されてきた。決議や勧告は、しばしば性暴力とジェンダーに基づく暴力の非難を加害者に責任を持たせ、被害者の司法へのアクセス、場合によっては性と生殖に関する健康サービスを保障するようとの呼びかけと関連付けている。しかし、これらは、補償を含め、性暴力とジェンダーに基づく暴力を防

止し、対応することを目的とする介入において、包括的で、多部門的な取組を要請する際に、首尾一貫性を欠いている。

45. 人権調査機関には、レイプとその他の形態の性暴力のような暴力の広がった形態と罰し、脅すための道具としてのその利用を示すそのような暴力の包括的に文書化された傾向とパターンがある。最も重要なのは、そのような文書化がサヴァイヴァーの経験を伝えるために役立ち、説明責任に向けた第一歩であることである。シリア・アラブ共和国の調査委員会とミャンマーに関する事実確認ミッションによって生み出された性暴力とジェンダーに基づく暴力に関するテーマ別報告書は、この問題の調査と性暴力の根本原因に対処する勧告の作成を深く進めているので有望な慣行を示している。

46. 人権理事会とそのメカニズムは、安全保障理事会の女性・平和・安全保障との女性の完全で平等で、意味ある参画の間の関連性をしばしば明確にしている。この慣行は、両機関の作業の相互に補完する性質を示している。さらに、普遍的定期的レビューの第三サイクル中に安全保障理事会決議 1325 号 (2000 年) の国内国内行動計画を実施するようアフガニスタンに勧告が出された。これは、女性・平和・安全保障のアジェンダの女性の権利と責務に対する公約に対する説明責任を推進する普遍的定期的レビューの可能性を示す有望な慣行である。

47. 重要なのは、人権と移行司法に関する決議 42/17 で、理事会が、平和構築における女性の重要な役割を再確認し、紛争を防止し、解決し、再建する努力への女性の完全で意味ある関わりとこれら努力の効果と長期的持続可能性との間の実体的つながりに留意したことである。理事会は、そのような努力のすべてへの女性の参画の重要性と紛争防止、解決、平和構築に関する意思決定における女性の役割を高める必要性を強調した。

48. 人権理事会とそのメカニズムは、女性・平和・安全保障のアジェンダの効果的実施の提唱者としてを含め、紛争と紛争後の状況で活動している女性人権擁護者の重要な作業を認めてきた。これらは、そのような状況で活動している女性人権擁護者と女性ジャーナリストに対する脅しと攻撃に関して懸念を表明してきたが、紛争の結果強制移動させられた女性人権擁護者の保護と安全を保障し、彼女たちを支援するために、その基本的自由を尊重するようとの呼びかけがこれに続いた。

重なり合いへのさらなる注意

49. たとえ組織的でなかったとしても、紛争と紛争後の状況での女性と女兒の人権の推進と保護に対する重なり合う取り組みを統合するために、理事会とそのメカニズムによって努力が払われてきた。障害を持つ女性と女兒と国内避難民の女性と女兒の状況に、例えば、リビアに対して行われたもののように、普遍的定期的レビューからのいくつかの勧告の中の一つのように、特定のテーマ別決議と普遍的定期的レビューからのいくつかの勧告を通して、特別な注意が払われてきた。国内避難民の権利に関する特別報告者は、移行司法メカニズムが国内避難民の女性の懸念に対応することを保障するためにジェンダー分析の重要性を強調し、一方障害者の権利に関する特別報告者は、紛争と紛争後の状況で、包摂的で平等な教育へのアクセスの欠如が障害を持つ女兒と若い女性に特に悪影響を及ぼしていると報告し、性暴力と人身取引され、性感染症をうつされる高い危険を強調した。

残る格差

50. 人権理事会の作業での女性と女兒の人権の紛争と紛争後の状況への程度の高い統合にもかかわらず、性と生殖に関する健康と権利を含め、食料、適切な住居、教育、保健及び経済生活への平等な参画へのその権利に関連しているそのような状況で、女性と女兒に悪影響を及ぼしている重要な問題には不十分な注意しか払われてこなかった。ジェンダーに基づく差別と不平等の構造的原因の一部としてこれら問題に対処することは、紛争防止と様々な女性と女兒が繁栄し、例えば和平プロセス、平和構築及び復興努力に意味ある参画をするための機能的環境を醸成するためのカギである。

51. 武器の転用と無規制または違法な武器の移転が、紛争と紛争後の状況にある女性と女兒の人権に与える否定的インパクトは、人権理事会の作業で大きく対処されていない側面である。この問題の探求は、女性と女兒に対する差別と暴力を大目に見る男らしさ、権力、支配の特定の表現に密接に関連しているため、女性と女兒の人権侵害とより広くは紛争の防止にとって極めて重要である。十分に対処されてこなかったその他の関連する問題には、人の住む地域での爆発する武器の使用が女性と女兒に与えるジェンダー化したか影響と紛争と紛争後の状況で活動している民間の安全保障会社の職員による性暴力とジェンダーに基づく暴力を含め、非国家行為者による人権侵害が含まれる。

52. 国に特化した勧告は、それらが十分に情報を得たものであり、明確で、経過を重視したものである時に、紛争と紛争後の状況での女性と女兒の権利に具体的インパクトを与える可能性がある。しかし、現在の見直しは、普遍的定期的レビューの場合には最終報告書の勧告の急増と分散が人権侵害の防止への組織的取り組みを有利にしていないことを再確認している。女性と女兒の人権にとって、これは、勧告の不均衡と被害者としての紛争の経験を減少させる危険を意味する。例えば、普遍的定期的レビューの第3サイクル中に中央アフリカ共和国に対して出された女性の権利に関する51の勧告のうち、大半(29)は、性暴力とジェンダーに基づく暴力に重点を置いており、残りはあまり特異性がなく、参画と性と生殖に関する健康と権利のようなカギとなるトピックへの言及が限られている状況で幅広いその他の問題をカバーした。すべてのメカニズムは、その勧告のフォローアップと実施に関連する課題に直面しており、これは人権侵害の防止への理事会の貢献に関する人権理事会決議38/18に従って任命された特別報告者の報告書で最近概説されている。

V. その他の努力

53. これまでに述べたように、本報告書は、加盟国からの提出物によっても特徴づけられてきた。提出物の中には、女性と女兒の権利の実現のための機能的環境の醸成に向けて払われた努力、究極的には紛争防止に向けて払われた努力に関連しているものもあり、一方女性・平和・安全保障のアジェンダに沿って、紛争と紛争後の状況での女性と女兒の権利保護のために払われた努力に関連するものもあった。そのような努力の概要が以下に述べられている。

54. 提出物の中で、アルゼンチンは、決議1325号(2000年)実施のための第二次国内行動計画が完成したことを示した。これは、平和維持ミッションへの女性のさらなる参画と平和と安全保障の問題への多様な女性の参画の増加、すべての平和構築活動へのジェンダーの主流化及び紛争と紛争後の状況での女性と女兒の人権の推進を目的としている。

55. 提出物の中で、オーストラリアは、いくつかの場で、とりわけ性と生殖に関する健康サービス、ジェンダーに基づく暴力サービス及び女性と女兒のための教育とスキル開発より成る人道パッケージの実施を通して、紛争と紛争後の状況にある女性と女兒の権利の保護に貢献していると述べた。
56. 提出物の中で、ジョージアは、2021年から2030年までの国内人権戦略が、女性・平和・安全保障に関する決議の実現を優先し、政府が国際責務に関して行った誓約を果たすために明確な目標を組み込んでいることを示した。
57. 提出物の中で、グアテマラは、紛争防止と解決への女兒の意味ある参画のためのスペースは、例えば、その行動の下で平和の文化の推進が行われている「平和と完全な人生」プログラムを通して行われていると述べた。
58. 提出物の中で、ホンデュラスは、2010年から2022年までのジェンダー平等と公正のための第2次国内行動計画は、参画し、暴力のない生活を送る女性の権利の推進と保護を通して、ジェンダー平等達成のための目標と目的を組み込んでいると述べた。
59. 提出物の中で、イラクは、安全保障理事会決議1325号(2000年)を実施するための第二次国内行動計画は、2021年に採択されると述べた。これは、参画、強制移動の地域を含めたジェンダーに基づく暴力からの保護、早期警告システムへのジェンダーの視点の統合をカバーしている。イラクは、ヤジディ女性サヴァイヴァー法8/2021号も採択した。
60. 提出物の中で、アイルランドは、2019年から2024年までの女性・平和・安全保障に関する第3次国内行動計画が、学んだ教訓を分かち合い、平和と安定を推進し保護するためにアイルランド島での草の根の平和構築への女性の参画に重点を置いていると述べた。
61. 提出物の中で、レバノンでは、2020年以来活動してきた国内調整委員会の設立に続いて、2019年9月に安全保障理事会決議1325号(2000年)に関する国内行動計画が採択されたことを示した。
62. 提出物の中で、カタールは、内閣決議第26号を通して2019年に、国内女性・子ども・高齢者・障害者委員会が設立されたと述べた。この委員会は、国際条約に沿って、女性の権利に関する指数の監視と国内法の改正を含め、国内努力を継続した。提出物の中で、ネパールは、軍人のためのジェンダー平等と安全保障理事会決議1325号(2000年)と1820号(2008年)に関する訓練が、定期的に行われ、688名の女性が女性将校の指導の下で務めている状態で、6,228名の女性が、軍の一般の階級に務めていると述べた。
63. 提出物の中で、スペインは、優先事項の一つとして女性・平和・安全保障のアジェンダが含まれているフェミニスト外交政策が2021年に採択され、2017年から2023年までの期間の女性・平和・安全保障に関する第2次国内行動計画が設置され、2019年には、平和と安全保障、開発と国連の人権の柱をつなげることを目的とするフィンランドとの合同イニシアティブを提出したと述べた。
64. 提出物の中で、ウクライナは、内務省が、決議1325号(2000年)に関連する国内行動計画に繋がっている国家緊急事態サービスのジェンダー政策の実施を特徴づけるジェンダー評価を最近開始したと述べた。

VI. 結論と勧告

65. 安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の 20 周年記念は、人権理事会の作業で、紛争と紛争後の女性と女兒の人権の主流化の現状を分析する機会を提供した。見直しは、人権理事会とそのメカニズムが今では安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)に沿って、性暴力とジェンダーに基づく暴力と参画に一層の注意を払っていることを確認している。しかし、いくつかの側面が、上記残る格差のセクションで強調されているように、より注意を払うに値する。

66. 加盟国は、人権理事会の決議と普遍的定期的レビューの勧告を通して、以下を行うべきである：

(a)国籍、婚姻と家族関係における平等、食料、適切な住居、性と生殖に関する健康と権利を含めた健康、及び経済生活への平等な参画への権利の平等な享受を含め、紛争を防止し、女性と女兒の完全な人権の享受にまでその範囲を拡大する手段として、以前から存在しているジェンダーに基づく差別と不平等に組織的に対処すること。

(b)多様な女性とその紛争と紛争後の異なった経験を考慮に入れ、重なり合う取り組みを統合すること。

(c)紛争と紛争後の状況での多様な武器と無規制の違法な武器取引が女性と女兒の人権に与える不相応なインパクトに対処し、安全保障セクターと武器管理、世界的な軍縮会議を含めた軍縮プロセスとフォーラムへの女性の完全で意味ある参画を推進すること。

(d)女性人権擁護者、女性ジャーナリスト、女性平和構築者を含め、紛争と紛争状況で、性暴力とジェンダーに基づく暴力の被害者である女性と女兒の保護と加害者の訴追と被害者のための補償及び包括的で多部門的サービスを含め、性暴力とジェンダーに基づく暴力の防止と対応を目的とするすべての介入にサヴァイヴァーを中心とした取り組みの統合を要請し続けること。

(e)アジェンダの参加の柱を超えて、紛争と紛争状況にある女性と女兒の人権の間の女性・平和・安全保障のアジェンダとの関連性への言及を拡大し、人権理事会の決議と普遍的定期的レビューの勧告で、関連性のある国内行動計画の実施を要請することにより、もっと首尾一貫してこれら関連性を強化すること。

67. 人権理事会とそのメカニズム、特に特別手続きマンデート保持者と調査機関は、その作業の中で、紛争と紛争状況の女性と女兒のありとあらゆる人権に注意を払うべきであり、この目的で以下を行うべきである：

(a)多様な女性と女兒を考慮して、紛争状況に先立つジェンダーに基づく差別と不平等の根本原因をもっと首尾一貫して分析し、その分析を明確な行動施行の勧告に変え(特に国に特化したマンデートを有するメカニズム)、その報告書の中に女性・平和・安全保障のアジェンダへの明確な言及を首尾一貫して組み入れること。

(b)例えば、説明会や合同報告会を通して、女性・平和・安全保障非公式専門家グループ、紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表、子どもと武力紛争のための事務総長特別代表を含め、女性・平和・安全保障構造との作業関係を強化すること。

(c)女性団体と女性平和構築者を含め、市民社会団体とのかかわりのスペースを拡大すること。

68. 人権理事会は、紛争と紛争後の場での女性の人権に関するその作業を深め、更新するよう諮問委員会に要請するべきである。人権理事会は、実施に関する課題とその作業と女性・平和・安全保障のアジェンダとの間の関連性に対する課題に関して、理事会の作業をさらに特徴づける目的で、そのメカニズムによって出される問題に関する勧告の実施のフォローアップを評価する調査を委員会が行うことを勧告している。

69. 人権理事会とそのメカニズムとのかかわりで、市民社会団体、女性団体及び女性平和構築者を含めたその他のステイクホルダーは、女性の権利と女性・平和・安全保障のアジェンダに関する理事会の作業の間の関連性をもっと組織的に強化するべきである。

強制移動と現代の形態の奴隷制度との間の関連性 A/HRC/48/52)

原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者

小保方智也の報告書

概要

本報告書は、理事会が、原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者のマンデートを更新することを決定した人権理事会決議 42/10 に従って、提出されるものである。

報告書の中で、特別報告者は、国内避難民、亡命申請者、難民を含め、搾取と現代の形態の奴隷制度に対して強制移動させられた人々を脆弱にしている要因を明らかにしている。彼は、世界的に強制移動させられた人々が経験しているような奴隷制度の主要な形態をいくつか概説し、強制移動させられた人々に悪影響を及ぼしている現代の形態の奴隷制度を防止し、対応する際の好事例と根強い課題を強調している。

特別報告者は、現状にどう対処するかに関して建設的ガイダンスを提供する目的で、各国、企業、市民社会、学会、人道行為者のための勧告を形成している。

I. 序論

1. 今年 2021 年は、「難民の地位に関連する条約」の 70 周年、「無国籍削減条約」の 60 周年、「国内避難に関する指導原則」の 23 周年を記す。原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者は、現代の形態の奴隷制度に関して、難民、無国籍者、国内避難民の状況を評価することが時宜を得たものであると考えている。また、決議 73/327 で、総会は、2021 年を「子ども労働撤廃国際年」と宣言した。従って、本報告書には、強制移動させられた子どもが経験している最悪の形態の子ども労働に関するセクションが含まれている。

2. 2020 年末に、全世界に強制移動させられた人々が 8,240 万人いた---世界人口の約 1%。この中の 2,650 万人が難民であり、4,800 万人が国内避難民であり、410 万人が亡命申請者であった。強制移動させられた人々のうち推定 3,500 万人(42%)が 18 歳未満の子どもである。さらに、420 万人の無国籍者が

あり、非公式の統計は、無国籍者の3人に1人が強制移動させられていることを示している。ミャンマーからのロヒンギャは、ほとんどがバングラデシュとマレーシア並びにインド及びその他の国々で強制移動させられて、世界最大の無国籍社会を構成している。今日、難民が平均して10年から26年間強制移動させられている状態で、ほとんどの強制移動の状況が長引いている。

3. 強制移動させられた人々は、経由国と目的国の場所で、強制移動に先立って現代の形態の奴隷制度を受けているかも知れない。キャンプまたは非キャンプの場を含め、人道または非人道の場で、奴隷制度または奴隷のような慣行にさらされるかも知れない。脆弱性は、状況により異なった風に見える。現代の形態の奴隷制度は、強制移動の原因とも結果ともなるかも知れない。

4. 調査を特徴づけるために、特別報告者は、加盟国、国内人権機関、市民社会団体、国連機関及び地域人権機関を含め、広範なステイクホルダーからのインプットの要請を出した。彼は、提出の呼びかけに応えたすべてのステイクホルダーに感謝したいと思ひ、このプロセスで示された関りを歓迎している。特別報告者は、机上調査から集めた情報にも基づいている。報告書の中で述べられている例は、例証的なものであり、包括的な代表として意図されている。

II. マンデートに関連した活動

5. 報告期間中に、特別報告者は、現代の形態の奴隷制度の防止と根絶に関連する広範な討論やイニシャティヴに参加した。彼は、カギとなる反奴隷制度行為者との定期的な意見交換を開催し、様々な政府代表や市民社会のメンバーと会った。特別代表は、2020年9月に英連邦人権イニシャティヴと合同でウェビナーも開催し、ノルウェー人権基金が促進した、インドとパキスタンからの様々な市民社会団体との2つの協議会を開催した。さらに彼は、アフリカ人権と諸国民の権利委員会と人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者との合同開催のパネル行事に参加した。多くの会議がコロナウィルス病(COVID-19)流行の状況で提起された急を要する課題に重点を置いて、市民社会の代表者と開催され、これが2020年にマンデート保持者が人権理事会に提出した第一回報告書のテーマであった。

6. 特別報告者は、2020年に様々な企業と加盟国に送られた通信をフォローアップする際に技術会社ともかかわった。この状況で、彼は、2020年9月に、人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会との合同で、会社の中の一つとヴァーチャルの会議を開催した。2021年5月に、彼は、企業と人権に関する技術における企業と人権プロジェクト(B-テック・プロジェクト)の下で国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)によって開催された特別説明会に参加したが、これには世界の主導的な技術会社のいくつかと数名のその他のマンデート保持者が出席した。

7. 2021年6月に、特別報告者は、正式に人身取引に反対する機関間調整グループのパートナーとなった。彼は、例えば評議員と会い、2020年12月2日に「奴隷制度廃止国際デー」に当って開催されたヴァーチャルのウェビナーに参加することにより、現代の形態の奴隷制度に関する国連の任意の信託基金とも密接に協力した。

8. 国別訪問に関しては、特別報告者は、2021年6月にモーリタニアを8月にスリランカを訪問することを計画していた。両訪問は、COVID-19の流行のために延期しなければならなかった。

9. 特別報告者は、ほとんどが他のマンドート保持者との共同で、各国と民間会社に宛てて、様々な声明や通信も出した。

III. 強制移動させられた人々を定義する

10. 本報告書の中で、「強制移動させられた人々」の幅広い定義が、武力紛争、一般化した暴力、災害の突然の始まりまたはゆっくりとした始まり及び開発プロジェクトを含め、様々な原因のために強制移動させられる人々を含めるために適用されている。国際移動機関(IOM)は、「強制移動させられた人々」を、特に武力紛争、一般化した暴力、人権侵害、自然災害または人的災害の結果としてまたはその影響を避けるために、国際的な国境を越えたりまたは国内で、家またはいつもの居住の場所を逃れたり離れたりせざるを得なくなった人または集団」と定義している。労働移動は、本報告書の中で検討されていないが、実際には彼らが直面する脆弱性の中には強制移動させられた人々に似たものがあるかも知れない。

11. 「難民の地位に関連する条約」の第1条(a)で定義されているように、難民という用語は、人種、宗教、国籍、特定の社会集団または政治的意見の会員であるという理由で迫害される十分に根拠のある恐怖のために自国の外にいてその国の保護を利用できないまたはそのような恐怖のために利用したくないすべての人に当てはまる。少々異なった定義を規定している難民に関する地域条約もある。

12. 国内避難民は、武力紛争、一般化した暴力の状況、人権侵害、自然または人的災害の結果としてまたはこれらの影響を逃れるために家またはいつも暮らしている場所を逃れ、離れることを強制されまたはそうざるを得なくなり、国際的に認められた国境を超えていない人またはその集団と定義されている。

13. 無国籍の人は、法の下で、いかなる国によっても国民であると考えられていない人である。特別報告者は、本報告書の中ですべての無国籍の人々に対処しているわけではないが、彼は強制移動の状況に特別な注意を払っている。

IV. 現代の形態の奴隷制度から強制移動させられた人々を保護するための国際人権法と労働法の下での国の責務

14. 現代の形態の奴隷制度に関連する国際・地域条約は、強制移動させられた人を含め、すべての人に当てはまる。カギとなる条約には、「奴隷条約」、「奴隷制度廃絶、奴隷取引、奴隷制度に似た制度と慣行に関する補足条約」、1930年の「強制労働条約(第29号)」とその2014年の「議定書」、1999年の「最悪の形態の子ども労働(第182号)」並びに「市民的・政治的権利国際規約」、「人権と基本的自由保護条約(欧州人権条約)」、「米州人権条約」及び「人権と諸国民の権利に関するアフリカ憲章」を含めた一般的な人権条約が含まれる。これら条約は、現代の形態の奴隷制度を禁止し被害者を保護するよう国家に義務付けている。

15. さらに、労働関連の権利の推進を通して現代の形態の奴隷制度を受けるところから強制移動させられた人々を保護することを目的とする規定を含む、法的拘束力のあるものとならないものとのその他の条約がある。例えば、「難民の地位に関連する条約」と「無国籍者の地位に関連する条約」にはそれぞれ、同一の番号とほとんど同一の文言を持つ以下の規定が含まれている。つまり、賃金を稼ぐ雇用に関する第

17 条、自営業に関する 18 条、自由業に関する第 19 条、労働法と社会保障に関する第 24 条である。難民及びその他の強制的に移動させられた人々の労働市場へのアクセスに関する指導原則、難民に関するグローバル・コンパクト及び「安全で秩序ある正規の移動グローバル・コンパクト」には、ディーセント・ワークへのアクセスに関する目標が含まれている。

16. 特に国内避難民に当てはまる普遍的条約はないが、「国内避難に関する指導原則」の原則 11 のパラグラフ 2(b)には、子どもの結婚、性的搾取、強制労働への売買のような奴隷制度または現代の形態の奴隷制度からの保護への言及が含まれている。アフリカ地域では、「アフリカの国内避難民の保護と援助のためのアフリカ連合条約(カンパラ条約)」が、国内避難民が現代の形態の奴隷制度を受けることを防止するために立案されるその他の援助と保護を提供することに加えて、自立と持続可能な生計を推進するよう国家に義務づけている。「国内避難民のための長続きする解決策の枠組み」も生計と雇用へのアクセスを確保することの重要性を強調している。

17. 国際人権法は、追加の保証を提供している。「経済的・社会的・文化的権利国際規約」は、正しい良好な労働条件の享受、労働組合権及び社会保障への権利を含め、労働関連の権利を述べている(6-9 条)。これらは、強制移動させられた人々を含め、差別なく万人に当てはまる。「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の第 5 条(e)(i)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第 11 条(1)(a)、「障害者の権利に関する条約」の第 27 条及び「すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」の 52 条から 55 条も労働権に言及している。国際労働機関(ILO)の 2017 年の「平和と強靱性のための雇用とディーセント・ワーク勧告(205 号)」は、強制移動させられた人々に関連する武力紛争と災害のような緊急事態時にディーセント・ワークを確保することに関する詳しい実用的なガイダンスを規定している。

V. 強制移動させられた人々の現代の形態の奴隷制度に対する脆弱性

18. 強制移動させられた人々は、個人的・情動的・構造的要因の結果として現代の形態の奴隷制度に対して脆弱である。本報告書で、特別報告者は、旅の長さ、二次的強制移動、言語能力、カーストの状態、文化的規範、支援ネットワークの利用可能性または不在のようなその他の要因も現代の形態の奴隷制度に対する強制移動させられた人の脆弱性の程度に影響を及ぼすことを認めて、主要な重なり合う脆弱性のいくつかに重点を置いている。

A. 貧困

19. 強制移動させられた人々の中の貧困の程度は、高いものとして知られている。自分たちの地域社会や国の中で典型的に差別されている母集団のメンバーとして、多くの強制移動させられた人々は、十分な生計の手段を持たない。たとえ持っているとしても、家から逃れる時にその資産はしばしば盗まれたり持ち去られたり、後に残していく必要がある。その結果、多くの強制移動させられた人々は極度の貧困の中で暮らしている。以前から存在している貧困は、所得や財産の喪失と財政不安定の増加のために強制移動を通してしばしばさらに悪化する。物理的・社会的・経済的剥奪が、子どもたちに子ども労働や結婚をさせるといった否定的な対処行動に繋がり、従って現代の形態の奴隷制度の危険を高めるかも知れない。

20. COVID-19 の流行は、職の喪失を含め、強制移動させられた人々の間の貧困をさらに悪化させてきた。例えば、ヨルダンとレバノン並びにイラクのクルディスタン地域の推定 440 万人の人々は、100 万人のシリア難民とイラクからの 18 万人の国内避難民に加えて、貧困に押しやられている。西アフリカ諸国からの難民は、食料と雨露をしのぐ場所と基本的な品物へのアクセスが財政困難のためにさらに制限されて、大勢の者を搾取的・虐待的状况に追いやっている。COVID-19 の状況が、人身取引と労働搾取と性的搾取に与えるインパクトは、世界のその他の部分でも報告されてきた。

B. 差別

21. とりわけ、年齢、ジェンダー、人種、国籍、民族性、性的指向、移動の地位、宗教、階級、障害を根拠とした差別は、強制移動させられた人々を含め、現代の形態の奴隷制度の根本原因である。構造的差別は、ディーセント・ワーク、教育、その他の機会へのアクセスを制限して、国家、雇用者、社会全体によって促進されるかも知れない。例えば、欧州では、強制移動させられた人々は、最近人種主義と差別に直面しており、これが彼らが職を見つけ、社会に統合する能力に否定的影響を及ぼしている。LGBTI の人々は、性的搾取を受ける特別な危険に直面する傾向にあり、特定の国籍または民族的背景についての固定観念が、強制移動させられた人々が現代の形態の奴隷制度を受ける口実を与えるかも知れず、例えば、リビアのサハラ以南アフリカ人に悪影響を及ぼしている。

22. 根強い不平等のために、強制移動させられた女性は、不相应に不完全雇用と失業の悪影響を受けている。ドイツのような国によっては、難民女性は男性よりも労働市場にアクセスする際に一層の困難に直面しているところもあり、一方賃金格差にも直面していることをデータが示している。トルコでは、シリア女性のわずか 15% が、所得を創出する職に就いている。経済機会の欠如は、強制移動させられた女性を生き延びるために性取引及びその他の搾取的慣行に追いやるかも知れない。ジェンダー差別と汚名も、ヤジディ女性やイラクとレヴァントのイスラム国によって奴隷にされた女児のように、武装集団と何らかのつながりがあると思われる国内避難民の間に広がっている。これがその現代の形態の奴隷制度に対するその脆弱性を複雑化している。

C. 移動の地位

23. 非正規または不確かな移動の地位を持つ強制移動させられた人々は、特に現代の形態の奴隷制度に対して脆弱である。もし亡命申請者として登録できず、その亡命の主張が長期間未決のままであるならば、代替手段の欠如のために搾取的仕事を受け入れざるを得ないと感じるかも知れない。その結果その脆弱性が増す。経路中であるために亡命の申請をするつもりのない者または亡命の申請が拒否された者も不相应な脆弱性に直面しており、これが彼らを搾取に対して脆弱にしている。

24. 非正規または不確かな地位に関連する滞在の一時的性質も、搾取と虐待の危険を高める。短期を意図する措置が、定期的に長期に適用されている。そのような長期の「緊急事態の状態」は、大勢の強制移動させられた人々のために不安定な状態を生み出している。同時に、彼らはしばしばその状態が一時的なものと考えられるので適切なサービスへのアクセスを持たない。

25. さらに、その法的地位の欠如のために、多くの強制移動させられた無国籍者は、正規の合法的雇用、教育、保健ケア、社会サービスへの十分なアクセスがないので、その権利を行使する困難を経験している。従って、彼らは、国籍を持つ強制移動させられた人々によって排斥されるかもしれず、彼ら

を虐待または搾取に対してより脆弱にしている。この経験は、身分証明書を持たず国籍を証明できないその他の人々と似ている。

D. 雇用の非正規性

26. 難民は受入国の国民よりもはるかに悪い条件の下で働いている。これは一つには、難民は仕事への法的資格と職場での保護を追求する手段または意図をしばしば欠いているためである。さらに彼らはしばしば自分の権利と関連する適用できる法律に関する情報を欠いている。

27. 多くの強制移動させられた人々は、非正規セクターで働いている。これは一つには正規の労働市場にアクセスする際の法的・実地的な障害の結果である。非正規セクターでの雇用は、しばしば、低賃金、搾取的労働条件、長時間労働、職の安全性の欠如を特徴としている。また、強制移動させられた人々の交渉力は、動員したり、組合を結成したりするようエンパワーされていると感じていないし、強制移動させられて、いつもの居住地や地域社会でない地域に置かれているので、しばしば限られている。さらに、労働法と社会保障法からの強制移動させられた人々の明白または暗黙の排除が公正な労働条件へのアクセスに対する正規の障害を増やしている。

28. 強制移動させられた無国籍者は、国籍がなければ正規経済での職にアクセスできないので、しばしば組織的に非正規経済に押しやられる。ほとんどの労働法は、国籍のない労働者には当てはまらず、これがしばしば無国籍労働者の労働搾取またはセクハラにつながる。例えば、何万人ものハイティ系ドミニカ人が、2013年の憲法改正後に国籍を剥奪された。その結果、彼らは絶え間ない強制送還の恐怖に直面しつつ、ドミニカ共和国で、低賃金の、搾取的な、しばしば危険な職に押しやられた。

29. しかし、多くの国々で、強制移動させられた人々は、圧痛的に非正規経済に雇用されている唯一の集団ではない。例えば、インドでは90%、ペルーでは75%の人口が、非正規セクターで働いている。そのような状況で、多数の強制移動させられた人々の到着は、労働市場にアクセスする際の競争が増加する可能性があるため、労働市場にさらに圧力をかける。

30. 身分証明書をなくしたり、搾取的な雇用者によって身分証明書を差し押さえられた強制移動させられた人々は、普通正規セクターで正規の雇用が見つからない。さらに彼らは、虐待の場合に通報チャンネルが存在していることにしばしば気づいていない。その結果、彼らは搾取及びその他の人権侵害を通報しないかも知れず、刑事責任免除を永続化している。

E. 正規・非正規のキャンプの場での高い脆弱性

31. 世界中で、600万人以上の難民---難民人口全体の約22%---が、キャンプの場で暮らしている。キャンプはほとんど、最後の手段の短期的緊急構造として設立されている。強制移動の長引く性質のために、その多くは、1975年以来、西サハラからの難民が暮らしているケニアのダダブ・キャンプまたはアルジェリアのティンドーフ付近の難民キャンプのように、数十年も家となっている。移動の自由の欠如のために、強制移動させられた人々は、暴力や搾取や虐待に対して脆弱である。国内避難民を含め、基本的な保護や人道構造または土地の保有がない非正規のキャンプやセトルメントでは、危険が特に大きい。しばしば、水、電気、保健ケアのような基本サービスが、適切に利用できない。例え

ば、メキシコの北部国境の非正規のセトルメントでは、アメリカ合衆国へと国境を越えようとする人々が、性的搾取と労働搾取のために募集される高い危険に直面している。

32. キャンプでの難民と国内避難民の保護を確保することは、しばしばキャンプは密集して建てられ、暴力や病気の温床となるので、主要な課題となる。これは特に女性と子どもにとってキャンプを非常に危険な場所としている。関わる行為者の多様性、制度的支援の欠如、限られた雇用と生計の機会のようなキャンプの管理に関連する追加の課題が、人身取引と現代の形態の奴隷制度に対する強制移動させられた人々の脆弱性を助長している。

33. この点で、特別報告者は、保護メカニズムがしばしば非効果的であるので、各国政府が強制移動させられた人々が搾取や虐待を受けることを防ぐことができないでいたとの情報を受け取った。キャンプの中には、軍国主義化が女性と女児の性的搾取と虐待と武装集団への子どもの強制徴兵の可能性を高めたところもある。さらに国々は、必ずしも国内避難民に難民と同等の保護と援助へのアクセスを保障したがないまたはできてない。

F. 犯罪集団、人身取引者、人の密輸者への暴露

34. 経路中に、強制移動させられた人々は、旅を進める手助けをしてもらうために、しばしば密輸業者、人身取引者、その他の個人の犯罪者と犯罪集団に頼らざるを得なくなる。これは主として、国際保護を必要としている者を含め、正規の移動の道の根強い欠如によってその他の選択肢が限られているためである。OHCHR は、移動者と密輸業者との間の不平等な力関係で、密輸された移動者は、特に虐待と搾取の危険にさらされていると述べてきた。犯罪行為者との接触は、例えば強制移動させられた人々が手数料と借金を払わねばならない時の債務労働と人身取引を含め、長期的な搾取的関係へと変わるかも知れない。紛争が誘引した強制移動では、非国家武装集団と安全保障軍のような紛争当事者が、圧倒的に紛争関連の形態の現代の奴隷制度の加害者であることがさらに分かっている。

35. 犯罪集団は、しばしば、現代の形態の奴隷制度に直接かかわっている。例えば、メキシコでは、障害を持つ強制移動させられた人々が、そのような集団によって強制乞食をさせられていた。キャンプで暮らしている人々が、バングラデシュ、ハイティ、リビア、マリ、ニジェール、スーダンのような国々で強制労働と性奴隷に売られ、人身取引されているとも報告されてきた。

G. 危機の状況での高い危険

36. 現代の形態の奴隷制度に対する脆弱性は、政治不安、武力紛争、災害と公衆衛生緊急事態を含めた危機の状況でさらに悪化する。例えば、COVID-19 の流行は、インド及びその他で強制移動させられた人々の職の不安定を高めた。強制移動させられた人々へのさらなる援助の減少という結果となった人道対応を妨げてきた制限が、そのような母集団の脆弱性をさらに高めるであろう。ロックダウン措置と学校の閉鎖を含め、流行病とその対応は、移動性をさらに制限し、強制移動させられた人々の生計戦略に否定的影響を及ぼし、彼らを対象を絞った搾取に対して一層脆弱にしている。

37. 武力紛争の状況で、コンゴ民主共和国と北東ナイジェリアで見られたように、強制移動に先立つ文民に対する暴力的な攻撃の発生とその後の搾取と虐待の危険との間に相関関係がある。南スーダンでは、武力集団への強制徴兵の発生が、攻撃を経験した村を逃れる国内避難民にとってかなり多く、その

ような人々は、強制労働にさらされる可能性もより高かった。マリでは、出自に基づく奴隷制度を受けた1,000名以上の人々が、Keyes 地域での彼らに対する継続する暴力のために強制移動させられたと伝えられている。

VI. 強制移動させられた人々に悪影響を及ぼす現代の形態の奴隷制度の表れ

A. 強制労働

38. 強制移動させられた人々の中の強制労働は、主要な懸念である。強制移動させられた人々が決まって直面する搾取には、農業、建設業、出前ともてなし、クリーニング、家事労働、ケア・サービス、路上の呼び売り及び一般的なサービス業が含まれる。これら産業の労働力の気軽さ、形式ばらないこと及びその他の特徴が、これらセクターへの強制移動させられた人々の数の多さと搾取の程度の高さを説明している。

39. 例えば、インドでは、ビハール州とラージャスターン州の茶畑での負債労働に5,000人から6,000人の国内避難民労働者がいる。強制労働の例は、主として農業部門で、メキシコの強制移動させられた母集団の中でも明らかにされているが、これは麻薬カルテルによって管理されている。また、負債が管理の手段として用いられているイラクのDabukのような場所で、国内避難民がかかわる負債労働の報告がある。悪影響を受ける人は、主として借金の担保として労働を誓約している男性の一家の長であるが家族全員がそのような状況ではしばしば負債を負っているものと考えられている。

40. 非正規の移動の地位を持つ強制移動させられた人々は、正規の雇用へのアクセスを享受できず、これが彼らが強制労働となるかもしれない職と労働条件を受け入れざるを得なくする。これは、バングラデシュ、インドネシア、マレーシアには国の難民保護枠組みがないので、難民と亡命申請者が非正規の状況のままであるこれらの国々で観察されてきた。コロンビアでは、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国から強制移動させられた人々がしばしば身分証明書にアクセスできず、従って非正規の状況のままにされ、これが彼らを搾取にさらしている。移動の地位から生じる不安定が、高所得国と中高所得国を含め、すべての地域で強制移動させられた人々に悪影響を及ぼしている。

B. 家事苦役

41. 強制移動させられた人々の家事苦役は、エジプト、リビア、マルタ、スーダンを含め、様々な国々で明らかにされてきた。主として女性と女兒がこの悪影響を受けているので、この形態の搾取には強いジェンダーの側面がある。コロンビア、エクアドル、ペルーにいるヴェネズエラ人女性と女兒は、しばしば適切な身分証明書を有しておらず、従って非正規の状況のままであり、これが彼女たちを搾取にさらしている。そのような女性は、その雇用者の手でしばしば性的虐待を受けている。

C. 強制結婚

42. 強制移動させられた人が強制結婚させられる例が、様々な国で報告されてきた。例えばイラクでは、イスラム国が領土のかなりの部分を支配していた時に、強制結婚の目的で女性は誘拐される危険があった。これが近年ヤジディ及びその他の民族的マイノリティの社会からの女性と女兒の強制移動の牽

引力であった。エチオピアとウガンダでは、強制結婚が、キャンプ内でもキャンプ外でも強制移動させられた女性に悪影響を及ぼしているが、これがレバノンのシリア難民の間でも増えてきた。

D. 性奴隷

43. 性奴隷となるかも知れない性的搾取は、特に強制移動させられた女性と女兒に悪影響を及ぼしている。性奴隷となって、医療支援なしで子どもを産む「赤ん坊工場」で働かされているナイジェリアの強制移動させられた女性についての心配な報告があった。性奴隷となるかも知れない紛争関連の性暴力も、エチオピアのティグレイで、女性と女兒に対して組織的に用いられ、ラテンアメリカ諸国を含め、その他の地域でも類似の事例が報告されてきた。性奴隷と強制結婚や家事苦役のような関連する慣行も、時には強制移動の原因である。例えば、シリア・アラブ共和国では、イスラム国のメンバーの手で性的搾取の目的で国に人身取引されてきた女性と女兒が国内的に避難したり、多くが密集したキャンプにとどまっている。女性と女兒は、不相应に性奴隷にされているが、強制移動させられた男性と男児も性暴力を経験している。

VII. 強制移動させられた子どもたちに悪影響を及ぼす現代の形態の奴隷制度の表れ

44. 子ども労働は、強制移動させられた子どもたちが直面している最も広がった根強い形態の暴力と搾取の形態の一つであり続けている。貧困が、生計を確保するために多くの家庭が子どもに頼らざるを得なくしており、世界的にこの状況は、COVID-19 流行の結果として悪化してきている。

45. 無国籍の子どもを含め、強制移動させられた子どもたちは、しばしば教育へのアクセスがないかまたは限られており、その未来を危険にさらしている。難民の中で、2019年に、小学校への就学率は63%であり、中等学校への就学率は丁度24%であり、高等教育への就学率はわずか3%であった。教育は女兒に対する人権侵害を防止する手助けができるが、世界的に中等レベルで就学している10名の難民男児に比して、難民女兒はわずか7名である。

46. ILO 条約第 182 号の第 3 条に述べられている最悪の形態の子ども労働は、現代の形態の奴隷制度になる。これらには、子どもの売買と人身取引、借金による束縛と農奴、武力紛争で使用するための子どもの強制徴兵を含めた強制労働、買春、ポルノの作成、ポルノ的行為のための子どもの使用、調達または提供、違法な活動、特に関連国際条約で定義されている麻薬生産と取引のための子どもの使用、調達、提供及びその性質及び状況によって子どもの健康、安全性、モラルを害する可能性のある仕事が含まれる。

A. 最悪の形態の子ども労働

47. 現代の形態の奴隷制度を受けている強制移動させられた子どもたちの正確な数は不明であるが、危険な作業に就いている5歳から17歳までの子どもの総数は、2016年以来、650万人増えて7,900万人に上っている。身分証明書のない付き添いのない子どもたちは、保護格差と適切な教育と保健ケアへの適切なアクセスの頻繁な欠如のために搾取と虐待の高い危険に直面している。

48. 中東と北アフリカでの紛争と危機は、流行病の前でさえもこの地域全体にわたって、最悪の形態を含めた子ども労働の増加につながってきた。レバノンでは、Bekaa 谷で働いているシリア難民の子ども

たちの75%が、農業で働いている。シリアの成人の難民の多くが非正規の状況にあるので、それら難民の仕事へのアクセスへの法的制限のためにそのような子どもたちは子ども労働に対してより脆弱である。レバノンで合法的に働くには、成人の難民はUNHCRに登録するか地方にスポンサーがいて、労働許可証のために支払う必要がある。子どもは文書を求められず、従って彼らは雇われる可能性がより高い。イラクにいる5歳から17歳までの子どもの約7%は、危険な搾取的労働を含め、子ども労働にかかわっている。

49. 強制移動させられた子どものみならず、出生登録にアクセスがないかも知れない無国籍の子どもたちにとって危険は一層大きい。身分証明書がないことは、例えば婚姻の目的での年齢の公式確認を不可能にする。これは、子ども労働、子ども結婚及び類似の慣行を明らかにしたり、防止したりすることが一層難しいことを意味する。さらに、そのような子どもの司法へのアクセスは、特に限られる。

B. 子ども結婚

50. 子ども結婚は、所有に相当する支配力が存在する場合には奴隷制度となる。特に武力紛争と災害のような緊急事態の状況では、強制移動が引き金となる社会的・経済的不安定によってさらに悪化する傾向にある。例えばエジプトで強制移動させられたシリア人の家庭にとっては、女兒の教育の崩壊、保護格差及び生計の不確かさのような強制移動に関連する課題が、子ども結婚に対する女兒の脆弱性をさらに悪化させたが、同様の傾向は強制移動させられたロヒンギャ社会でも観察された。COVID-19の流行は、アジアとアフリカを含め、世界のいくつかの地域で強制移動させられた女兒の結婚の事例を増やしてきた。多くの親は、子ども結婚を経済的困難に対処し、女兒の安心・安全を確保する方法とみなしている。

C. 強制募集

51. 武力集団とテロ集団を含め、犯罪集団へと強制移動させられた子どもの強制募集は、依然として重要な懸念の問題のままである。アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、マリ、モザンビーク、ナイジェリア及びソマリアを含め、アフリカでは、強制移動させられた子どもを含めた大勢の子どもたちが、武装集団の地位に加わるために募集され、強制されている。犯罪集団またはギャングへの思春期の若者の募集は、コロンビア、エクアドル、ペルーでも証明されてきた。難民のセトルメントやキャンプでの限られた保護が、貧困、不安定、教育と訓練へのアクセスの欠如及びその他の課題と相俟って、そのような場にいる強制移動させられた子どもを特に強制募集に対して脆弱にしている。

VIII. 好事例

52. 特別報告者は、国々、市民社会団体、政府間機関及びその他のステイクホルダーが、強制移動させられた人々が現代の形態の奴隷制度を受けることを防ぐ際に、重要な役割を果たしてきたことを認めたかと思っている。好事例の中には、本報告書の中で強調されているものもある。

53. 合法的な正規の仕事へのアクセスは、いくつかの国々によって、強制移動させられた人々に提供されている。例えば、ラテンアメリカの多くの国々で難民は合法的に働くことが許されている。アジアでは、マレーシアの一時的移転プログラムが、正規セクターの職を含め(例えば、情報技術、工学、医薬、建築)、雇用へのアクセスをシリア難民に認めており、フィリピンの難民と無国籍者は、労働許可

証の必要なしに雇用完全にアクセスできる。欧州連合加盟国では、難民と無国籍者のような国際保護の受益者は、欧州議会・会議政令 2011/96/EU(26 条)の下で、労働市場へのアクセスが与えられている。アゼルバイジャンでは、支援プログラムと追加の保護が、国内避難民の雇用を促進するために設置されている。

54. またあるものは、非国家パートナーと関連して、強制移動させられた人々の雇用機会を推進してきたものもある。スウェーデン政府は、労働組合と雇用者協会と協力して、資格と経験を持つ難民が、医学・保健・社会ケア・教員のような職業で、労働市場に統合される迅速イニシアティブを導入してきた。UNHCR とメキシコの難民委員会は、難民と亡命申請者が安定した雇用、住居、保健サービスにアクセスできるように、1 万人の難民と亡命申請者の移転に関して協働してきた。中東では、ヨルダン政府が、2016 年の「ヨルダン・コンパクト」の結果として、シリア難民と受け入れ社会双方のための生計と自立の機会へのアクセスを推進し、バイルートの ILO は、2020 年 8 月の爆発後の瓦礫を片付けるために、シリア難民とレバノン国民のための短期雇用を生み出した。

55. 特別報告者は、COVID-19 流行の状況で、雇用機会が強制移動させられた人々にまで拡大してきたとも述べている。ラテンアメリカ(アルゼンチン、チリ、コロンビア、キューバ、メキシコ及びペルー)と欧州(オーストリア、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、スペイン及び英国)並びにカナダと米国で、医療資格を持つ難民が、流行病と闘うために、受入国で医療職員に加わることが認められてきた。アフリカ諸国(カメルーン、コンゴ民主共和国、エジプト、ケニア、マラウィ、モザンビーク、ニジェール、ザンビア及びジンバブエ)の中には、UNHCR が経営するキャンプで暮らしている者を含めた難民が、医療用マスクを作ってきたところもある。

56. 労働・社会保護法と規則が様々な国々で強制移動させられた人々に当てはまり、それによって正当で良好な労働条件が高まっていることにも元気づけられる。**日本では**、雇用者は、難民を含め、労働者の雇用を一方向的に打ち切ることを禁じられている。マレーシアでは、居住許可証または労働許可証に対して資格のある者は、有償の年間休業や病気休業のように、マレーシア労働者と同じ権利を享受している。トルコのシリア難民は、緊急事態社会保障ネット・プログラムの一部として、現金の援助を受け、ウガンダの強制移動させられた人々は、社会・保健サービスに完全なアクセスを有している。労働組合権は、メキシコや韓国のようないくつかの国々で認められている。

57. キャンプの場での好事例がある。エチオピアとヨルダンのキャンプの中には、難民が、市民社会団体、国際団体、または政府機関によって就職の機会を提供され、一方、他の団体は農業、家畜、小売業で所得創出機会を推進してきたところもある。同様のイニシアティブは、ケニア、ルワンダ、ウガンダ、タンザニア連合共和国及びザンビアのような国々で実施されてきた。

58. さらに、強制移動させられた人々のための教育と職業訓練が、いくつかの国々で提供されている。アゼルバイジャンは、国内避難民に教育と訓練のための支払いを免除し、ドイツは亡命申請者並びに難民申請が拒否されたが様々な理由で母国に戻ることができない人々のための徒弟計画を支持してきた。このようなサービスは、しばしば、例えば、とりわけアジア諸国の中でもインド、インドネシア、**日本**、マレーシア及びタイで、市民社会団体のような非政府機関によって提供されている。教育と職業訓練も、市民社会団体、UNHCR 及びその他の機関と連携して、チャド、コンゴ民主共和国、ケニア、ルワンダの強制移動キャンプで促進されている。

59. さらに、国々の中には、現代の形態の奴隷制度を受けている強制移動させられた人々のための司法へのアクセスを保障するために積極的措置を取ってきたところもある。カナダ、マルタ及びスリランカは、ヘルプラインを含め、司法へのアクセスを支援するメカニズムを生み出してきた。ある国々でのオンブズパースンのような労働検査及びその他の機関が、強制移動させられた人々がかかわる現代の形態の奴隷制度を明らかにし、捜査し、対処する際に重要な役割を果たしてきたと伝えられている。例えば、オーストラリアでは、フェア・ワーク・オンブズマンが、搾取を明らかにして対処し、特に移動者及びその他の脆弱な労働者に関して、労働者の権利の遵守を推進するためのメカニズムである。ナミビアでは、代替の紛争解決メカニズムが、労働権がかかわる事件で迅速救援を提供するために設立されてきた。さらに、強制移動させられた人々のための匿名の通報チャンネルが、報復の危険を緩和するためにチリで開発されてきた。その他の状況では、強制移動させられた母集団と彼らを支援する機関を対象とする意識啓発活動が、エルサルヴァドル、マルタ、モザンビーク及びスロヴェニアのような諸国で広く推進されている。

IX. 根強い課題

60. 好事例にもかかわらず、強制移動させられた人々が現代の形態の奴隷制度を受けることを防ぐために、対処しなければならない根強い課題がある。例えば、労働市場への強制移動させられた人々の効果的アクセスは、依然としてかなり懸念される問題である。「難民の地位に関連する条約」の締約国である146か国のうち、約半数が、仕事へのアクセスに関連する規定に関して、しばしば包括的な宣言または留保条件を付けており、自国民と同等または同様の権利または資格を難民に提供しない自由裁量をしている。

61. 国連の総計47の加盟国は、「難民の地位に関連する条約」の締約国ではなく、保護格差につながっている。例えば、バングラデシュ、インドネシア及びタイを含めた「条約」の締約国ではない国々では、難民や亡命申請者には働く正式の権利はない。「条約」の締約国ではないこれら及びその他の国々では、強制移動させられた人々は、しばしば適切ではない市民社会及びその他の団体によって提供される人道援助に大きく依存している。これが、その搾取と虐待の危険を高める。

62. 強制移動させられた個人が難民として認められている場合でさえ、労働許可証や居住許可証の要求のような実際的な障害、そのような許可証を入手する際の経費及び銀行口座を開設する際の困難が、彼らが正規の経済へのアクセスを得ることを妨げる。認められた難民が、ある国々では雇用を妨げられ、労働許可証または居住許可証が必ずしも彼らその雇用を正規化することを認めわけではないことも報告されてきた。

63. 特別報告者は、仕事へのアクセスは、難民と認められていない人々にとってはより課題があるとも述べている。欧州連合では、亡命申請者にとっての労働市場へアクセスは、もっと早く雇用を認めるものもあるが、申請の提出後9か月以内に認められなければならない。アイルランド、リトアニア及びトルコのような国によっては、亡命申請者が難民の地位決定プロセスの全期間中は労働市場への参入を禁じられているところもある。難民の主張が退けられた無登録の強制移動させられた人々と亡命申請者は、しばしば労働市場へのアクセスの範囲外に当る。教育、スキル、経験の欠如が、彼らが正規経済で

働く機会をさらに減らしているが、十分な資格を持っている人や以前に正規経済で働いていた人でさえも、受入国では、同様の型の雇用を見つけることはできない。

64. さらに、国々の中には、農業、クリーニングと廃棄物管理、接待、漁業、洗車のようなあるセクターへの亡命申請者の雇用機会を制限しているところもあり、その多くは、搾取が最も起こる可能性が高い非正規経済にある。こういった問題は、無国籍者や国内避難民にも当てはまる。

65. これら要因のすべてが、バングラデシュ、インド、インドネシア、ヨルダン、レバノンのような国々で証明されてきたように、現代の形態の奴隷制度となる搾取的労働に就くよう強制移動させられた人々に必然的に強制する。

66. 上記分析は、労働・社会保護法と規則の施行が不適切であることを示している。強制移動させられた人々の乏しい給料または無給のような虐待的労働条件が存在し続けている事実は、既存の法律が多くの場合雇用者や役所によって効果的に実施されていないことを示している。強制移動させられた人々の間の労働組合権の行使の制限が残るさらなる懸念である。こういった要因のすべてが、強制移動させられた人々の正当で良好な労働条件の享受に否定的影響を与え続けている。

67. 現代の形態の奴隷制度を防止するために、キャンプとセトルメントの場で、安全保障と有利な機会を増やすためにもっと多くのことをする必要はある。多くの強制移動させられた人々は、未だにその移動の自由の制限に直面している。その結果、サービスと援助へのアクセスが特定の居住地場所に結び付いており、雇用を見つけることを難しくしている。強制移動させられた人々は生き延びるために人道援助に頼っているので、この状況は、キャンプやセトルメントが市場やサービスから遠い時に、さらに悪化する。これは悪循環を生み、彼らの搾取と虐待に対する脆弱性をさらに高める。

68. 最後に、司法と救済策へのアクセスに関しては、強制移動させられた人々が直面する構造的障害は、その他の人権侵害のために司法にアクセスする際に直面する障害に類似している。武力紛争、暴力と脆弱な制度とインフラがしばしば法の支配と司法と救済策へのアクセスの崩壊という結果となる。場合によっては、そうでなければ機能している司法制度が、差別と周縁化と貧困のために強制移動させられた人々と地域社会にとっての司法と救済策へのアクセスを妨げる。

X. 結論

69. 強制移動させられた人々は、均質の集団ではない。自分の国にとどまっている者もあれば、国際的国境を超えて逃れる者もある。無国籍の者もいる。人々は実に様々な理由で強制移動させられるが、一般的に全員が生計の喪失を経験する。年齢、ジェンダー、民族性、社会経済的地位と移動の地位及び地方の状況によって、その脆弱性と現代の形態の奴隷制度への暴露は異なる。また、強制移動させられる人々は、強制移動前、最中、その後強制労働と負債労働、苦役、強制結婚、最悪の形態を含めた子ども労働及びその他の奴隷のような慣行に従わされているかも知れないので、現代の形態の奴隷制度の特定の形態はさまざまであるかも知れない。奴隷のような慣行は、強制移動させられた人々が受ける多様な人権侵害の一部であり、孤立して起こるものではない。

70. 特別報告者は、強制移動させられた人々が現代の形態の奴隷制度で被害者となることを防ぐ際の好事例の数によって元気づけられているが、特に緊急事態の場でのこの点での努力を強化する緊急の必要

性がある。国々が残した根強い保護格差は、市民社会、人道行為者、地域・国際団体を含めたその他の行為者によってほんの一部対応されてきた。その他の要因の中で、これは現代の形態の奴隷制度が人道・開発対応における盲点であり続けているという事実による。これには献身的な注意と強制移動と現代の形態の奴隷制度との間のつながりに対する理解の深まりが必要である。

71. 移動の自由と働く権利の制限を含め、強制移動に対する不適切な対応が、すでに脆弱な状況にある人々のさらなる周縁化と働きの欠如としい結果となる。強制移動させられた人々の保護、包摂及びエンパワーメントが保障されなければならず、これが現代の形態の奴隷制度に対するその脆弱性と援助への依存を減らす手助けをし、その自立と尊厳を強化するであろう。

72. 生計へのアクセスを通して永続的解決策を確保することは、現代の形態の奴隷制度を含めた防止と保護の問題に対する対応の基本である。強制移動させられた人々を何年も何十年も不安定な状態にしておくことは悪影響を受けている人々だけでなく受入国や地域社会の安定にとっても危険を伴うので、これは国々のためである。

73. 国々とその他の行為者の考え方の変化が、強制移動させられた人々を主として重荷としてではなく可能性のある権利保持者として見るために重要である。彼らは受け入れ社会の経済に積極的に貢献できるので、その扱い方で差別に直面するべきではない。またその労働と社会保護へのアクセスが、現代の形態の奴隷制度の事例を防止するために高められなければならない。

XI. 勧告

74. 国々は、以下を行うべきである:

(a)「難民の地位に関連する条約」と「無国籍者の地位に関連する条約」の労働関連規定に対する留保条件を撤回すること。まだ締約国ではない国々は、強制移動させられた人々の労働・社会保護を高め、彼らが現代の形態の奴隷制度を受けることを防ぐために、これら及び「経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約」とILOの関連条約のようなその他の関連条約を批准し、実施するべきである。

(b)奴隷制度の禁止に関連する「国内避難に関する指導原則」、特に原則11(2)(b)に含まれている人権責務をもっと効果的に実施すること。

(c)強制移動させられた人々のための永続的解決策を提供する努力を強化すること。この点で国々は、国内の労働法を通してそのような人々を保護し、差別なく、特に正規の経済でのディーセント・ワークへのアクセスを促進することにより、強制移動させられた人々が地方と国内の経済に貢献できることを保障するべきである。この目的で、国々は、強制移動させられた人々の教育、言語訓練及びスキル開発並びに以前のスキルと資格の公認を促進するべきである。国々は、強制移動させられた人々の安心と安全と適切な水準の生活も保障するべきである。

(d)差別なく、受入国と地域社会で証明書へのアクセスを促進することにより、現代の形態の奴隷制度を含め、様々な人権侵害に対する強制移動させられた人々の脆弱性を減らすこと。

(e)現代の形態の奴隷制度を受けてきた強制移動させられた人々のための司法と救済策へのアクセスを保障すること。この目的で、国々は、あらゆる形態の暴力、虐待、搾取に対処するために、機密の、ア

クセスできる、子どもに優しくジェンダーに配慮した苦情処理制度とリファール制度を設立し、そのような人々とその家族と地域社会がそれらメカニズムについて適切に伝えられることを保障するべきである。すべての被害者は、事件が未決の間、一時的居住証明書と労働証明書が認められるべきである。

(f)時宜を得て労働搾取を明らかにし、その犯罪化を避けることにより労働者の保護を確保しつつ、民間企業を含めた加害者に責任を取らせる目的で、ほとんどの強制移動させられた人々が働いている非正規セクターでの労働検査を強化すること。

(g)教育、訓練、ディーセント・ワークへのアクセスに関連するものを含め、強制移動させられた人々に影響を及ぼす決定に彼らが効果的に参画することを保障すること。

(h)強制移動させられた子どもたちをの保護を保障し、移動の地位にかかわらず無料の教育への平等なアクセスを提供すること。子どもと強制結婚に対処する介入は、ジェンダーに基づく固定観念と有害な社会的慣行に対処するべきである。

(i)強制移動させられた人々を保護し、支援する際に重要な役割を果たす人道・開発団体のプログラムのための資金を増額しプログラムを強化すること。

(j)非正規の移動の地位を持つ者を含め、すべての強制移動させられた人々のための労働組合権を保障すること。また、国々は、これら権利を行使できるようにそのような人々に関連情報を提供するべきである。

(k)国々に奴隷制度、人身取引、子ども労働をなくし、誰も取り残さないことを国々に要請している難民に関するグローバル・コンパクトと「持続可能な開発目標」、特にターゲット 8.7 の下でなされた公約を実施する努力をかなり強化すること。

75. 企業は、以下を行うべきである:

(a)「企業と人権に関する指導原則」を念頭に置き、差別なく雇用機会を提供すること。特に、関連する資格と経験を認めることにより、正規セクターの雇用への強制移動させられた人々のアクセスを促進するべきである。

(b)公正な賃金、合理的な労働時間、有給休暇と休日、労働組合権を含め、正当で良好な労働条件に関連して、その他の労働者と同等に強制移動させられた人々を扱うこと。

76. 市民社会団体、労働組合、人道行為者及び学会の人々は以下を行うべきである:

(a)法的・政策的対応をよりよく特徴づける目的で、理解を深めるために、データ収集を含め、強制移動させられた人々の中の現代の形態の奴隷制度の広がりに関するさらなる調査を行うこと。

(b)強制移動させられた人々の人権が適切に代表されることを保障するために、労働基準の監視と団体交渉にかかわっているその他の行為者のみならず、強制移動させられた人々と労働組合と取り組んでいる団体の間の通信と協働を高めること。

(c)強制移動させられた人々が現代の形態の奴隷制度から保護されること保障するために、強制移動の場での監視メカニズムを採択または強化すること。

(d)搾取と虐待の場合に、人権と既存の通報メカニズムについて強制移動させられた人々と受け入れ社会の間の意識を高めること。これらは国境地点、移動者の拘束センター、雇用センター及び強制移動させられた人々が頻繁に出入りするその他の場所で情報も提供すべきである。

77. 強制移動させられた人々に悪影響を及ぼしている現代の形態の奴隷制度をより効果的に防止し、対処するために、人道・開発行為者は、保護の問題として現代の形態の奴隷制度を明確に認め、これに従って密接な協力を通して短期・長期の対応を調整する目的で、強制移動と現代の形態の奴隷制度との間の関連性についての理解を深める必要がある。

以 上